

京都市告示第364号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年1月7日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科西野山緯 24号線	山科区西野山射庭ノ上町51番地の25地 先から	旧	メートル 36.50	メートル 1.80
	同町50番地の4地先まで	新	36.50	1.82 ~ 2.93
山科西野山緯 71号線	山科区西野山射庭ノ上町53番地の32地 先から	旧	49.30	6.00 ~ 6.01
	同町53番地の27地先まで	新	49.30	6.00 ~ 6.02

(建設局土木管理部道路明示課)